

入院・手術・その他の特例の 算定について

令和8年度 労災診療費算定実務研修会

第 1 編

基本診療料等

公益財団法人 労災保険情報センター

◆入院料

- 入院基本料
- 入院室料加算
- 入院食事療養費

変更

入院基本料

健保点数表 第1章 第2部 入院料等

第1節 入院基本料

健保点数の1.3倍

(入院の日から起算して2週間以内の期間)

健保点数の1.01倍

(2週間を超える日以降の期間)

入院基本料 基本点数

+

各種加算 (初期加算等は除く)

+

初期加算等

+

第2節 入院基本料等加算

特定入院料 …… 対象外

算定例

起算日の変わらない再入院の入院料

入退院歴 R8年7月25日～R8年7月28日
R8年8月11日～R8年8月19日

初期加算の取り扱いは、健保準拠

90 *入退院歴
R8年7月25日～R8年7月28日
R8年8月11日～R8年8月19日 2,343 × 9

*急一般1(14日以内)
(労災1.01倍)

$$1,874 \times 1.01 + 450$$

7月/	25	26	27	28	29	30	31
8月/	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19		

2週間

<起算日の変わらない再入院・・・労災特例1.3(1.01)倍の取り扱い>

初回入院日から起算して、**退院をしていた期間も含め**

2週間以内の期間→1.3倍、2週間を超える期間→1.01倍

(※初期加算の取り扱いは、健保準拠) (※1点未満の端数は四捨五入)

入院室料加算

要件 ①

保険外併用療養費における特別の療養環境の提供に関する基準を満たした病室で、傷病労働者の容体が常時監視できるような設備又は構造上の配慮がなされている個室、2人部屋、3人部屋及び4人部屋に収容した場合

要件 ②

ア 重篤・絶対安静

イ 手術のため常時監視を要する

ウ 隔離の必要性

病院・診療所全体の普通室

エ 普通室が満床かつ緊急に入院療養を要する

入院日から7日間限度

入院室料加算

消費税算定不可

医療機関の表示金額を算定

表に掲げる金額を限度額とする

(1日につき)

	<u>甲 地</u>	<u>乙 地</u>
個室	11,000円	9,900円
2人部屋	5,500円	4,950円
3人部屋	5,500円	4,950円
4人部屋	4,400円	3,960円

入院室料加算

重複算定できないもの

- ① 特定入院料
- ② 重症者等療養環境特別加算
- ③ 療養環境加算
- ④ 療養病棟療養環境加算
- ⑤ 療養病棟療養環境改善加算
- ⑥ 診療所療養病床療養環境加算
- ⑦ 診療所療養病床療養環境改善加算

レセプトの記入例

診療内容		金額	摘要
⑪	初診		＊入院室料加算 504号 ②ーア
⑧⑩ その他	5,000円×10 (1日～10日) 個室	50,000 円	
㊦	小計	50,000円	

変更

入院時食事療養費

食事療養の費用額算定表の1.2倍
(10円未満 四捨五入)

入院時食事療養(Ⅰ) 1食につき

① ②以外の食事療養を行う場合

830円→880円

② 流動食のみを提供する場合

750円→800円

- ・ 特別食加算(②を算定する患者以外) 90円
- ・ 食堂加算 1日につき 60円

変更

入院時食事療養費

食事療養の費用額算定表の1.2倍
(10円未満 四捨五入)

入院時食事療養(Ⅱ) 1食につき

① ②以外の食事療養を行う場合

670円→720円

② 流動食のみを提供する場合

610円→660円

第4編

手術料

公益財団法人 労災保険情報センター

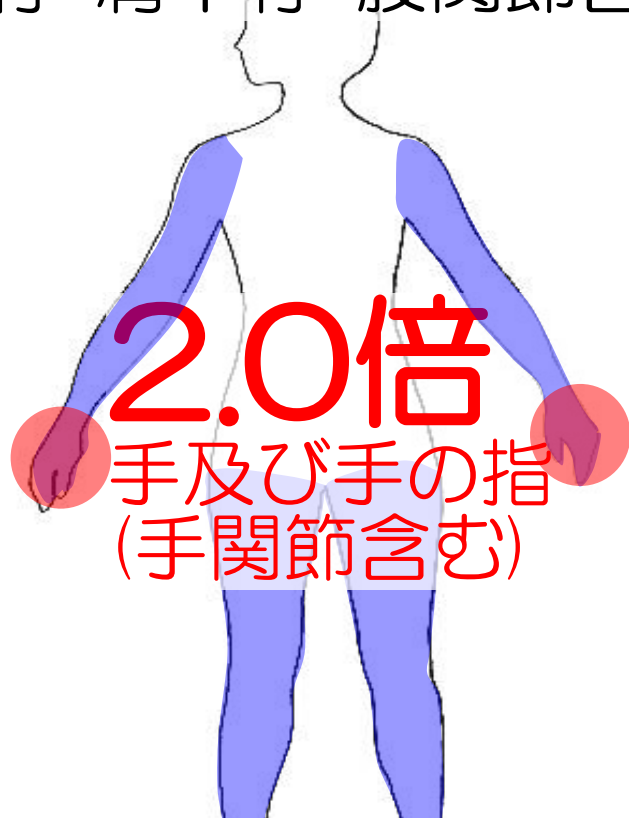
◆ 四肢の傷病に対する手術の特例

- 四肢加算(四肢の傷病に係る加算)
- 手の指に係る手術の特例
 - 創傷処理(筋肉・臓器に達しないもの)
 - 骨折非観血的整復術
 - 同一手術野の取扱い
- 手指の機能回復指導加算
- 術中透視装置使用加算

四肢加算 1点未満の端数は切り上げ

1.5倍

(鎖骨・肩甲骨・股関節含む)



2.0倍

手及び手の指
(手関節含む)

四肢加算の対象となる健保点数には、各区分の注に規定する加算を含みます。

創傷処理

皮膚切開術

デブリードマン

筋骨格系・四肢・体幹の手術

神経の手術

血管の手術

**形成の手術
は対象外！**

● ● ●
手の指に係る

└ 創傷処理(達しないもの)

└ 骨折非観血的整復術

**労災独自の点数で算定のため
対象外！**

四肢加算の対象ではないもの

通則の加算

通則12(時間外等の加算)
は四肢加算の対象

医療機器等加算

特定保険医療材料料

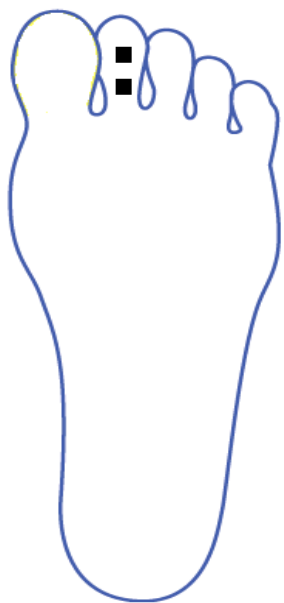
薬剤料・輸血料・麻酔料

算定例

右第2趾挫創に対し創傷処理(達しないもの)2cmとデブリードマン加算を行った場合

創傷処理(達しないもの)(5cm未満)デブリードマン加算(右第2趾)

足の趾に行った創傷処理 四肢加算・・・1.5倍で算定



四肢加算

$$(530 + \underline{100}) \times \underline{1.5} \times 1$$

945点

区分の注に規定する加算デブリードマン加算 四肢加算算定可

手の指に係る創傷処理

筋肉・臓器に達しないもの

労災独自の点数で算定

指1本	1,060点
指2本	1,590点
指3本	2,120点
指4本	2,650点
指5本	2,650点

四肢加算不可！

手の指の創傷処理(達するもの)

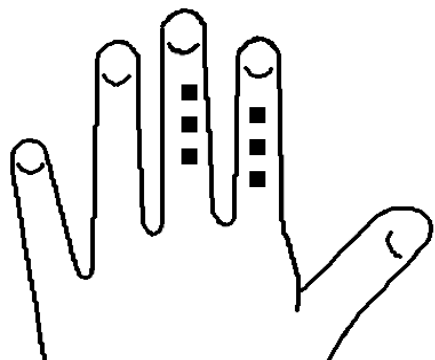
手の指以外の創傷処理(達しないもの)(達するもの)



健保点数を基礎として算定【四肢の傷病の場合は四肢加算算定可】

算定例 第2・3指に対し次の①～③のように
創傷処理を各々3cm行った場合

①手の指達しないもの

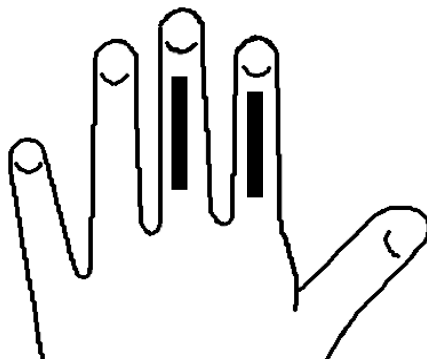


労災独自の点数
で算定

創傷処理(達しないもの)

指2本 1,590点

②手の指達するもの



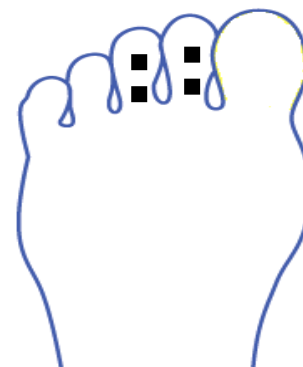
健保点数の2.0倍
(四肢加算)で算定

創傷処理(達するもの)
(5cm以上10cm未満)

(筋膜縫合あり)

$(1,880 \times 2.0) \times 1$
3,760点

③足の趾達しないもの



健保点数の1.5倍
(四肢加算)で算定

創傷処理(達しないもの)
(5cm以上10cm未満)

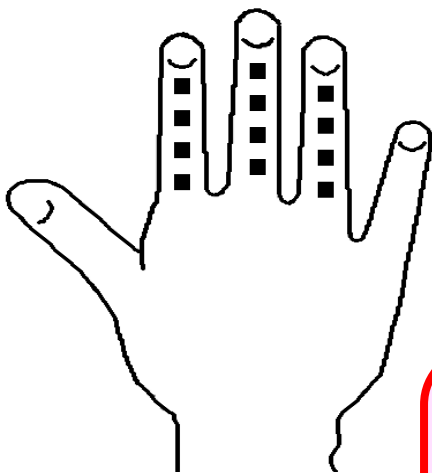
$(950 \times 1.5) \times 1$
1,425点

算定例

右第2・3・4指に対し創傷処理(達しないもの)各々4cmを行った場合

創傷の長さにかかわらず
指の本数ごとに定められている

└─ 労災独自の点数で算定



創傷処理(達しないもの) 指3本

2,120点

労災独自の点数

四肢加算

(2,120 × ~~2.0~~) × 1

4,2~~40~~点

└─ さらに四肢加算をすることは
不可

手の指に係る骨折非観血的整復術

労災独自の点数で算定

指1本	2,880点
指2本	4,320点
指3本	5,760点
指4本	7,200点
指5本	7,200点

四肢加算不可！

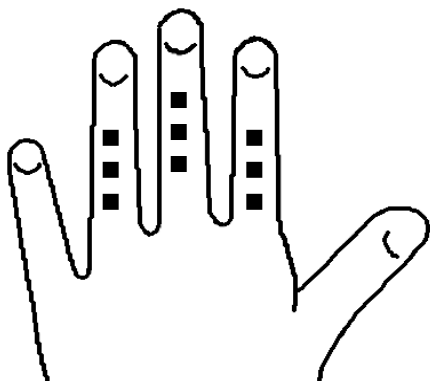
手の指以外の骨折非観血的整復術



健保点数を基礎として算定【四肢の傷病の場合は四肢加算算定可】

算定例 第2・3・4指に対し次の①、②のように骨折非観血的整復術を行った場合

①手の指

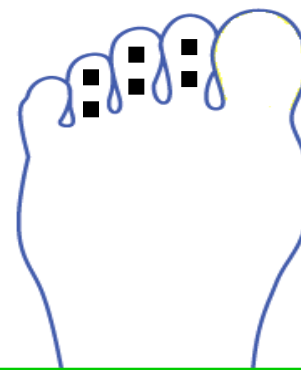


労災独自の点数で算定

骨折非観血的整復術

指3本 5,760点

②足の趾



健保点数の1.5倍
(四肢加算)で算定

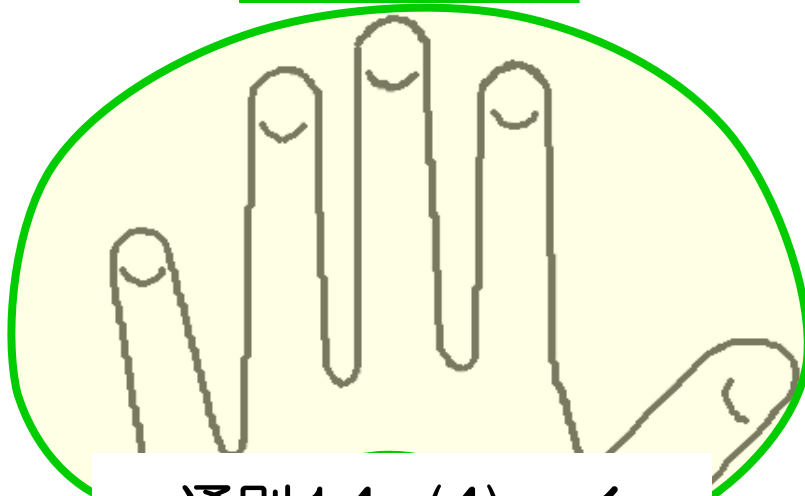
骨折非観血的整復術

$(1,440 \times 1.5) \times 1$
2,160点

創傷処理(筋肉に達しないもの) 骨折非観血的整復術

手の指に係る同一手術野の範囲

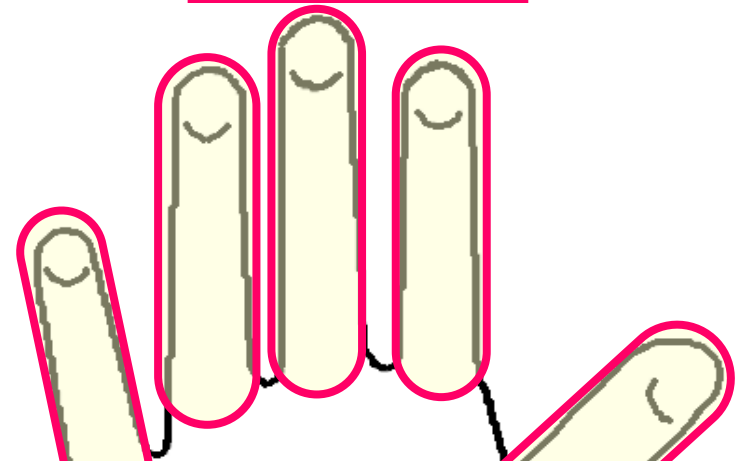
健保



通則14 (4) - イ

第1指から第5指までを
同一手術野とする手術
として取り扱う

労災



通則14 (4) - ア 準拠

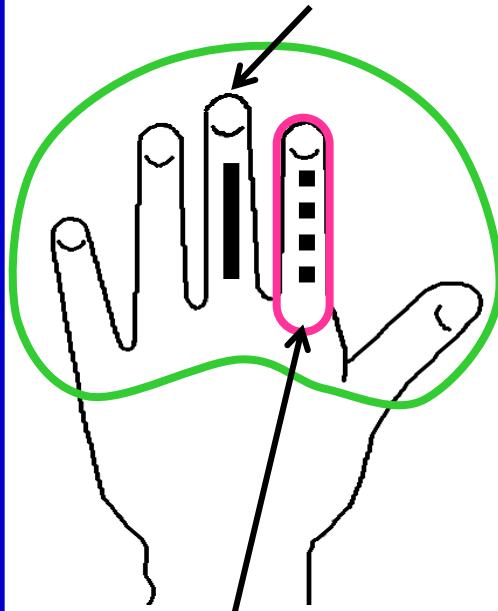
第1指から第5指(中手部
・中手骨を含まない)ま
でを別の手術野とす
る手術として取り扱う

算定例

左第2指に対し骨折非観血的整復術、左第3指に対し創傷処理(達するもの)6cmを行った場合

第1指から第5指までを別の手術野とする手術(労災独自)

創傷処理
(達するもの)



骨折非観血的整復術

~~骨折非観血的整復術(指1本) 2,880点…①~~

第1指から第5指までを同一手術野とする手術

創傷処理(達するもの) (5cm以上10cm未満)

(筋膜縫合あり)

四肢加算

$(1,880 \times 2.0) \times 1$

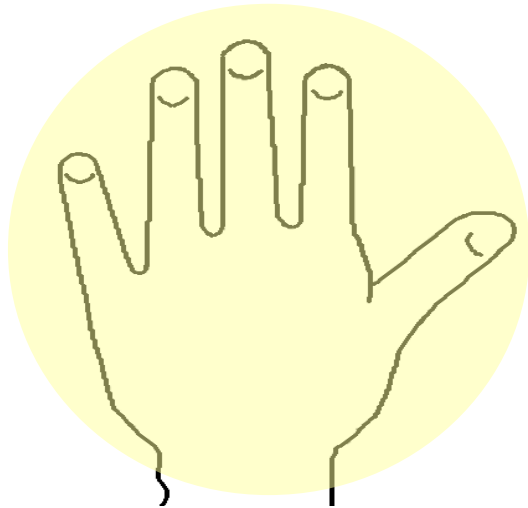
3,760点…②

①<②より

通則14 (4)-工 準拠 主たる手術で算定

手指の機能回復指導加算

手関節以下



ポイント

神経・血管・形成の手術・・・対象外

時間外等の加算・四肢加算・・・算定不可

190点(1回限り)

創傷処理

皮膚切開術

デブリードマン

筋骨格系・四肢・体幹の手術

算定例

休日に左第3指に対し骨折非観血的整復術を行い、初期治療における機能回復指導を行った場合
(休日加算2を算定する医療機関)

骨折非観血的整復術(指1本)

休日加算2

$$2,880 \times 1.8 \times 1$$

5,184点

手指の機能回復指導加算

$$190 \times 1$$

190点

合 計

5,374点

手指の機能回復指導加算は

時間外等の加算・四肢加算算定不可

術中透視装置使用加算

220点

ア：対象部位

大腿骨・下腿骨・上腕骨・前腕骨・
手根骨・中手骨・手の種子骨・指
骨・足根骨・膝蓋骨・足趾骨・中足
骨・鎖骨

ア：対象術式

K045 骨折経皮的鋼線刺入固定術

K046 骨折観血的手術

K044 骨折非観血的整復術

K061 関節脱臼非観血的整復術

K073 関節内骨折観血的手術

術中透視装置使用加算

220点

イ：対象部位

脊椎

イ：対象術式

K142-4 経皮的椎体形成術
K142 脊椎固定術
椎弓切除術
椎弓形成術

術中透視装置使用加算

220点

ウ：対象部位

骨盤

ウ：対象術式

K121	骨盤骨折非観血的整復術
K124	腸骨翼骨折観血的手術
K124-2	寛骨臼骨折観血的手術
K125	骨盤骨折観血的手術（腸骨翼骨折観血的手術及び寛骨臼骨折観血的手術を除く）

術中透視装置使用加算

220点

ポイント1

四肢加算

⇒ 算定不可

時間外等の加算 ⇒ 算定不可

診療録へ術中透視装置を使用したことを記載

術中透視装置使用加算

220点

ポイント2

①手根骨、中手骨、手の種子骨及び指骨又は足根骨、足趾骨及び中足骨について、複数の手術を同時に行い、術中透視装置を使用した場合、併せて1回の算定

②右手、左手又は右足、左足にそれぞれ手術を行い、術中透視装置をそれぞれの手又は足に使用した場合、それぞれ1回までの算定

第 5 編

その他の特例

公益財団法人 労災保険情報センター

◆処置及び手術に関する特例

- 初診時ブラッシング料
- 固定用伸縮性包帯
- 頸椎固定用シーネ
- 鎖骨固定帯
- 膝・足関節の創部固定帯
- 皮膚瘻等に係る滅菌ガーゼ

初診時ブラッシング料

91点 (同一傷病につき1回(初診時)限り)

ポイント

- 四肢加算 … 算定不可
- 時間外・休日・深夜加算 … 算定可

初診時ブラッシング料を含む処置、手術の点数の合計が150点以上の場合に限る！(1点未満の端数は四捨五入)

- デブリードマン と 重複算定不可
(デブリードマン加算を含む)

算定例

初診時に右第3・4趾切創に対し創傷処理(達しないもの)2cmと生食によるブラッシングを各々に行った場合

創傷処理(達しないもの) (5cm未満)

四肢加算

(右第3・4趾) $(530 \times 1.5) \times 1$ 795点

初診時ブラッシング料

91×1 91点

合 計

886点

初診時ブラッシング料は 四肢加算算定不可

◆その他の特例

延長

- 労災電子化加算

期間延長

労災電子化加算

5点(内訳書1件につき)

対 象

電子情報処理組織の使用 又は
光ディスク等を用いた診療費請
求を行った場合

(令和10年3月診療分まで)

労災診療費算定実務講座

令和8年度



公益財団法人 労災保険情報センター